

電波法施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
に関する意見募集の結果と御意見に対する考え方

■意見募集期間：2019年7月19日から同年8月22日まで

■提出意見件数：41件（法人：3件、個人：38件）

（順不同）

	提出者	提出された意見 (概要)	考え方	案の修正 の有無
1	KDDI株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・5G用周波数は、その特性を活かすために広帯域であるため、広域使用電波を使用する包括免許局に関する上限額制度を見直した省令案（電波法施行規則第51条の10の2の7）に賛同。 ・また、無線通信システムの急速な普及・発展に伴い、電波利用料の使途や料額算定方法等について、適宜の見直しを希望。 	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
2	ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・本省令改正案（電波法施行規則第51条の10の2の5、第51条の10の2の7）に賛同。 ・IoTの普及・拡大に向けては、人のあまりいない場所を含めて広いカバレッジエリアを確保すること及び低廉な価格でサービス提供をしていくことが必要不可欠。その実現のためには、伝搬特性に優れた低い周波数帯を含めた5Gサービスの早期提供及び価格面での負担とならないような適正な電波利用料の設定/維持が必要。 ・このような状況を踏まえ、今般、特定無線局に係る電波利用料の納付の上限額を求めるための基準無線局数及び同等特定無線局区分の周波数幅に関する考え方の規定を見直すことは、IoTビジネスの発展やSociety5.0の到来を見据えた制度整備として、時宜にかなっており適切。 ・なお、将来的には5G向けの新たな追加周波数の割当てが検討されており、さらに広い帯域幅が5Gで利用可能となることが見込まれている。このような将来的な周波数利用環境の変化も見据え、次期の電波利用料の制度改正に向けては、帯域幅に比例して納付上限額も上昇していく方式に代わる新たな徴収方法等についても検討を深めていくことが必要。 	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
3	楽天モバイル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、IoTの推進により無線局の大幅な増加が想定されるが、それに伴い電波利用料の負担も大きく増加する可能性がある。電波利用料負担の大幅な増加がIoTの推進の妨げになることのないよう、次回の改定時には、今回改定後の無線局の開設状況などを踏まえ、1無線局当 	<p>御意見については、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

		<p>たりの電波利用料の引下げを含む上限額の見直しについての検討を希望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、主なIoT用無線局は、データ量も少なく、低価格でのサービス提供が見込まれるので、1無線局当たりの電波利用料については、携帯電話用途とは異なる金額設定が必要。 		
4	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・電波オークション制度の導入を希望。(ほか同旨12件) 	<p>本案は、先般成立した改正電波法の施行に向け、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>したがって、周波数の割当ての方法とは直接の関係はございませんが、今後も電波の有効利用に向け、適時見直しを行って参ります。</p>	無
5	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・放送事業者(テレビ局)への周波数の割当てについては抜本的に見直すべき。(ほか同旨5件) ・ケーブルテレビに対して、より多くの周波数を割り当ててほしい。 	<p>本案は、先般成立した改正電波法の施行に向け、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>したがって、具体的な周波数の割当てとは直接の関係はございませんが、今後も電波の有効利用に向け、適時見直しを行って参ります。</p>	無
6	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の料額の適切な水準については検討が必要。(ほか同旨2件) 	<p>本案は、先般成立した改正電波法の施行に向け、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>電波利用料の料額については、国会における審議等を通じ定められておりますが、広く意見募集の機会を設けるよう引き続き努めて参ります。</p>	無
7	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・概要をよりわかりやすく示してほしい。(ほか同旨4件) 	<p>本案は、先般成立した改正電波法の施行に向け、所要の規定の整備を行うものです。</p> <p>意見募集対象につき御理解を深めていただけるよう、よりわかりやすい資料の提供等に引き続き努めて参ります。</p>	無
8	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会に関する意見(ほか同旨14件) 	<p>本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に適切に情報提供することと致します。</p>	無

(※) 上記の提出意見のほか、意見募集対象について明らかに全く言及しておらず、一切無関係だと確実に判断されるものが1件ございました。また、上記4～8において、複数の趣旨を含む提出意見(個人)がございました。